

所沢市財政トークス

第 18 号 「財務書類・財政健全化・ふるさと納税」

✎ 所沢市財務書類を作成しました！

地方公共団体の会計は、住民の皆様から頂いた税などの財源の配分を、議会の議決を経た予算を通じて行うという点で、営利を目的とする民間企業の会計とは違いがあります。主に地方税を財源とする地方公共団体の活動は、住民の福祉の増進などを目的としており、決算については議会の認定が必要です。このことから、地方公共団体の会計処理は、予算の適正・確実な執行に資する観点から現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

一方で、現金主義の会計は、資金の流れやその使いみちの情報が主で、現金以外の資産や負債の情報が欠如しており、財務分析の正確性が問われてきました。

そのため、住民の皆様に対する説明責任をより適切に果たし、財政の透明性を高めるため、発生主義を基本とする企業会計的手法を用いた財務書類の整備が推進されてきました。

－官庁関係と企業会計の違い－

項目	官庁会計(自治体)	企業会計(株式会社)
対象団体の目的	住民の福祉の増進	利益の追求
財務報告の目的	行政目的どおりの予算が執行されたかどうかを監視、評価すること	企業活動の財政状態、経営成績を報告、説明すること
作成主体	首長	取締役
報告主体	住民(提出先は議会)	株主(提出先は株主総会)
承認及び説明責任	議会の承認 予算(事前)と決算(事後)の承認 適正な予算執行に関する説明責任	株主総会の承認 決算(事後)の承認 利益獲得の結果に対する説明責任
記帳方式	単式簿記 (入出金を歳入歳出の科目別に記帳する方式)	複式簿記 (取引の原因と結果の両面から記帳する方式)
認識基準	現金主義 (現金の入出金の事実に基づいて会計記録を行う)	発生主義 (取引・事象の発生の事実に基づいて会計記録を行う)
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュフロー計算書

所沢市においても、財務4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成し、公表しています。

財政トークスにおいては、その中から貸借対照表をご紹介します。現金だけでなく資産や負債を含めた情報が対比されていることがわかります。その他の表及び貸借対照表の詳細なものは、所沢市ホームページ(以下リンク)でアップしていますのでぜひご覧ください。

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/zaisei/zaiseijyouho/zaimushohyo.html>)

－所沢市(普通会計) 貸借対照表－

単位：千円

借方			貸方		
公共資産	有形固定資産	380,089,107	固定負債	地方債	51,818,877
	売却可能資産	6,386,444		長期未払金	8,379,938
	公共資産合計	386,475,551		退職手当引当金	15,218,529
投資等	投資及出資金	1,627,765		損失補償等引当金	1,265
	貸付金	494,625		固定負債合計	75,418,609
	基金等	4,242,326			
	長期延滞債権	3,593,126	流動負債	翌年度償還予定地方債	6,183,385
	回収不能見込額	△1,003,552		未払金	2,334,771
	投資等合計	8,954,290		賞与引当金	930,158
流動資産	現金預金	7,353,496		流動負債合計	9,448,314
	未収金	767,262		負債合計	84,866,923
	流動資産合計	8,120,758		純資産合計	318,683,676
資産合計		403,550,599		負債・純資産合計	403,550,599

左側の借方には「資産の部」があり、年度末時点における資産の額が表示されます。一方、右側の貸方は「負債の部」と「純資産の部」に分かれています。それぞれ、年度末時点での負債の額と純資産の額とが記載されます。

貸借対照表においては、資産の合計と負債・純資産の合計が、必ず釣り合うように作られます。このことから、貸借対照表は別名「バランスシート」とも呼ばれます。

— 統一的な基準による地方公会計の推進について —

平成 27 年 1 月 23 日、総務省より「統一的な基準による地方公会計の推進」について、通知がありました。

今までの財務諸表は、既存の決算資料を用いて、それを組み替えることによって作成しています（現在、ほとんどの自治体でこの方式で作成しています）。ですので、通常の決算が終了したのちに、その決算を組み替えて公開していました。しかし、このやり方は「事業別や資産別でのセグメント分析（※1）ができない」「個別の固定資産の額が不明のため、公共施設マネジメント（※2）に活用できない」ということを指摘されてきました。

今回の通知は、このことについて、「複式簿記の導入」及び「固定資産台帳の整備」を前提とした新基準を用いての財務諸表の作成を求めるものです。

複式簿記の導入

複式簿記とは、取引には原因と結果が必ず存在するという取引の法則性に着目し、**取引の原因と結果とを同時に会計帳簿に記録・集計していく記帳技術**です。

例えば、資産を現金で購入して場合には、購入による「資産の増加」という原因⇒「現金の減少」という結果になったと考え、それらを**同時に**記載します（一方、単式簿記ではそれぞれが別の帳簿で記載されます。）

固定資産台帳の整備

原則全ての固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための台帳です。

現在、管財課で管理している『公有財産台帳』が建物・土地を中心とした**現物管理**を主な目的としているのに対し、『固定資産台帳』は**会計と連動した価額管理**、「**全ての固定資産が該当**」「**減価償却が必要**」といった点で異なります。

総務省からの通知においては、平成 29 年度までに上記にしたがった財務諸表等を公開することを求められています。

所沢市においては、まず「固定資産台帳」を整備することからはじめることとしました。そこで、2 月に行った事前調査を元に、その整備方法・手順について検討しており、平成 27 年度から本格的な整備を進めることを予定しています。

※1 セグメント分析とは？ ⇒ 様々な切り口（セグメント）から、組織の資産・負債・収入・経費その他財務指標を分析することです。

※2 公共施設マネジメントとは？ ⇒ 保有する公共施設を、資産としての最適な維持管理を目的として、効率的で効果的な維持修繕の実施による長寿命化や施設保有量の最適化などにより有効活用を図る取組です。

✎ 平成25年度決算においても財政健全化を維持！

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」は、地方公共団体の財政状況を判断するとともに、必要に応じて早期の段階で健全化させることを目的として、平成21年4月から施行されている法律です。毎年、地方公共団体は、前年度決算から、4つの指標を算定しています。

平成25年度 健全化判断比率の対象会計														
地方公共団体										一部事務組合・広域連合		地方公社・第3セクター等		
一般会計等			公営事業会計											
			後期高齢者医療特別会計				公営企業会計							
一般会計	土地画整理特別会計		国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計	交通災害共済特別会計	水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計	埼玉西部消防組合	その他3団体（※1）	土地開発公社	（公財）所沢市文化振興事業団	その他4団体（※2）
①実質赤字比率														
②連結実質赤字比率														
③実質公債費比率														
④将来負担比率														

以下で、「早期健全化基準」は財政状況の悪化によって自主的な改善努力が必要な段階、「財政再生基準」は国等の関与による確実な再生を必要とする段階を示すものです。

所沢市はいずれの基準と比較しても、問題のない数値となっています。

① 実質赤字比率

所沢市	早期健全化基準	財政再生基準
—	11.25%	20.00%

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。所沢市は黒字です。

② 連結実質赤字比率

所沢市	早期健全化基準	財政再生基準
—	16.25%	30.00%

地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示すものです。所沢市は黒字です。

※1埼玉県市町村総合事務組合、埼玉県後期高齢者医療広域連合、彩の国さいたま人づくり広域連合

※2(公財)所沢市公共施設管理公社、(株)ワルツ所沢、(株)埼玉西部食品流通センター、埼玉県信用保証協会

③ 実質公債費比率

所沢市	早期健全化基準	財政再生基準
3.2%	25.00%	35.00%

借入金（地方債）の返済した額と一般会計等が公営企業に拠出した額等を合わせた金額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。過去3年間の比率の平均値により算出します。

④ 将来負担比率

所沢市	早期健全化基準	財政再生基準
7.6%	350.0%	

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。実質的な負債額が一般会計等の標準的な収入の何年分に相当するかを示しています。

COLUMN

—健全化判断比率の他市比較—

実質公債費比率	将来負担比率
1位 志木市(0.1)	1位 熊谷市(-)
2位 入間市(1.4)	1位 深谷市(-)
3位 狭山市(2.0)	1位 志木市(-)
4位 ふじみ野市(2.1)	1位 日高市(-)
5位 所沢市(3.2)	1位 ふじみ野市(-)
6位 飯能市(3.5)	6位 富士見市(2.0)
7位 日高市(3.6)	7位 所沢市(7.6)
8位 戸田市(3.8)	8位 狭山市(8.1)
9位 東松山市(3.9)	9位 入間市(9.2)
10位 朝霞市(4.0)	10位 幸手市(10.7)
~	~
37位 久喜市(9.4)	37位 久喜市(67.3)
38位 越谷市(9.7)	38位 越谷市(74.4)
39位 八潮市(11.1)	39位 羽生市(102.8)
40位 羽生市(11.8)	40位 八潮市(126.3)

当市の健全化判断比率を埼玉県内の他市と比較し、ランキングとしたところ、左表のとおりとなりました。

各市とも早期健全化基準を下回っていますが、その数値についてはかなりの開きがあります。

一方で、将来負担比率が低い市は実質公債費率も低く、将来負担比率が高い市は実質公債比率も高い傾向にあることがわかります。

※将来負担比率については、「実質的な借金残高」を、「基金や将来の収入見込み等、借金返済等に充てられる財源」が上回っているときには（-）になります。

ふるさと納税制度がかわります！

ふるさと納税（ふるさと応援寄附）が、寄附先の名産品などを御礼としてもらえることから注目を浴びています（所沢市では現在、ところんのグッズを粗品として差し上げています。）。

高額な謝礼品等について総務省から「良識ある対応」を求められるなど、課題もありますが、市町村の努力で自主財源を集められる手段として今後も有効活用されていく方向です。

平成27年度からは以下のように制度が変わり、「より多く」「より楽に」ふるさと納税ができることとなっています。（第189回国会提出「地方税法等の一部を改正する法律」の成立が前提です）

ワンストップサービスが開始されます！

今までは、所得税及び住民税の控除を受けるためには、給与所得者等で年末調整をされている方も確定申告を行う必要がありました。

今後は別途申請を行えば、給与所得者等の方は、**確定申告をしなくても、申告を行った場合と同じ金額の控除を受けることが出来るようになります（ワンストップサービス）**。その場合、所得税からは控除されず、その分は住民税から控除することとなります。

特例控除の限度額が2倍に！

現在の制度でも、理論上2,000円を引いた全額が税金から控除されますが、特例控除分は住民税所得割の10%が上限のため全額控除されない場合があります。

そのため、「ふるさと納税は全額返ってくるのですか？」との質問には、「寄附額はほぼ全額戻りますが、寄附者の方の住民税の額によって上限が変わるので計算が必要です。」とお答えしています。

しかし、来年から住民税の**特例控除の上限が住民税所得割の20%**になるので全額控除となる幅が広がります。

（ふるさと納税控除の仕組み—所得税率10%の方が1万円寄附した場合—）

